食品産業の皆様へ

食品産業の発展に向けた **支援制度** を 活用してみませんか?

> 皆様の幅広い取組を、 新たに成立した **食料システム法** に基づき **農林水産大臣が認定** し、 総合的に支援します。

> > ※ 令和7年10月運用開始



1. 制度の対象・スキーム

"食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者" の皆様が対象となります。



以下の4つの取組が認定対象です。

01 生産者との安定的な 取引関係の確立

♀ 取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- 農林漁業者への出資

02/流通の合理化

♀取組事例

- 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03/環境負荷の低減

♀ 取組事例

- ・ 食品の製造過程における 温室効果ガスや食品ロスの削減
- 食品廃棄物の利活用

04消費者に選ばれるための情報提供

♀ 取組事例

- 製品のサスティナビリティ情報の 消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

✓ 01~04のための技術の研究開発や事業再編も、認定の対象となります。

♀取組事例

- 資源循環に対応した食品容器包装の開発(研究開発)
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得(事業再編)

2. 制度のメリット

計画の認定を受けた場合、 以下の**資金調達支援・税制優遇** などの **総合的な支援措置** を受けることができます。

▶ 資金調達支援



中小企業者に対する 長期・低利の融資

設備資金や運転資金について 金融機関から融資を受ける際、 債務の保証を受けることが可能



融資を受ける際の 債務保証

設備投資や事業再編を行う際、 運転資金も含めて、 長期かつ低利の融資を受けることが可能

▶ 税制優遇

設備投資を行う際、 取得価額の最大10%の税額控除 又は即時償却を受けることが可能



中小企業の設備投資に対する税制優遇

×

脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇

脱炭素化と付加価値向上を両立する 設備投資を行う際、最大14%の税額控除 又は50%の特別償却を受けることが可能

▶ 研究開発支援



農研機構の所有する研究開発設備の利用

技術の研究開発を行う際、 農研機構の保有する研究開発設備 (食品加工設備等)を利用することが可能

上記の他にも、**様々な支援**を受けることができます。

3. Q&A、お問合せ先

いつから申請が可能になりますか? また、結果を受け取るまでにはどの程度の時間を要しますか。

令和7年10月より制度の運用を開始しており、常時申請を受け付けております。申請が受理されてから結果を通知するまでの期間は、45日程度となります。

02

申請に必要な書類などは、 どこで入手すればよいでしょうか?

申請に必要な書類の様式などについては、農林水産省の食料 システム法んの計画認定制度のホームページで公開しており ます。申請書の記入例などを記載している申請の手引きも掲 載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

計画の申請については、 どこに相談すればよいですか。

一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談・申請窓口となります。詳しくは、食料システム法の計画認定制度のホームページをご確認ください。

04

認定を受けた計画は、 農林水産省から公表されますか?

はい。計画が認定された場合、食品産業における国の方針と合致した模範的な取組として、農水省の食料システム法の計画認定制度のホームページにおいて、認定計画の概要を公表させていただきます。

■ 農林水産省 食料システム法 計画認定制度のホームページ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html



-お問合せ先-

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食料システム連携推進室

► TEL(直通): 03-3502-8051

► Address: 〒 100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1